

# 展覧会における美術品損害の補償に関する 法律施行規則案の概要

展覧会における美術品損害の補償に関する法律（平成二十三年法律第十七号。以下「法」という。）及び展覧会における美術品損害の補償に関する法律施行令（平成二十三年政令第 号。以下「政令」という。）の規定に基づき、補償契約に係る展覧会、主催者及び開催施設の要件並びに対象美術品の取扱いに関する基準を定める等の所要の規定の整備を行う。

## 1. 用語の定義（第1条関係）

この省令における「美術品」等の用語の定義は、法において定める例によることを定める。

## 2. 展覧会の要件（第2条関係）

法第3条第2項に規定する展覧会の規模、内容その他の要件を次のように定める。

- ・ 不特定かつ多数の者に美術品を鑑賞する機会を提供するものであること。
- ・ 開催予定期間が20日を超えるものであること。
- ・ 対象美術品の評価額の合計額が50億円を超えるものであること。
- ・ 展示を予定する美術品のうち主要なものが海外から借り受けるものであること。
- ・ 利益の分配、物品の販売その他営利を主たる目的とするものでないこと。
- ・ 当該展覧会の利益を文化の振興その他の公益を目的とする事業に充てること。

## 3. 主催者の要件（第3条関係）

補償契約に係る展覧会的主催者の要件を次のように定める。

- ・ 当該展覧会を安全かつ適切に実施するために必要な資金を確保する見込みがあること。
- ・ 当該展覧会に関する業務の執行及び会計の経理を適正に行うための体制が整備されていること。
- ・ 当該展覧会に相当する規模及び内容の展覧会を主催した実績を有すること。

## 4. 開催施設の要件（第4条関係）

補償契約に係る展覧会を開催する施設の要件を次のように定める。

- ・ 開催施設の建物が耐火性能及び耐震性能を有する構造のものであること。
- ・ 適正な温度、湿度及び照度を保つことができる設備が設けられていること。
- ・ 常時作動する防火・防犯設備が設けられていること。
- ・ 開催施設が独立した専用の施設として区画されていること。

## 5. 損害保険契約の締結（第5条関係）

補償契約に係る展覧会的主催者が自己負担部分（通常損害：50億円以下／1000億円以上の部分、特定損害：1億円以下／951億円以上の部分）について民間の損害保険契約を締結する場合、当該損害保険契約において定める美術品の価額と政府との補償契約において定める美術品の価額を同一の額とすることを定める。

## 6. 補償契約の締結の手続（第6条関係）

展覧会的主催者が補償契約の締結の申込をするに当たって、上記2～5の要件を満たすことを示す書類を文部科学大臣に提出しなければならないことを定める。

## 7. 対象美術品の取扱いに関する基準（第7条関係）

法第6条に規定する対象美術品の展示、運搬その他の取扱いに関する基準を次のように定める。

### (1) 展示に当たっての基準

- ・ 対象美術品の監視、開催施設の警備等の措置を適切に行う体制を整備すること。
- ・ 対象美術品の性質に応じた適正な温度、湿度及び照度を保つとともに、これらの測定値の記録を作成及び保管すること。
- ・ 温度等維持設備及び防火・防犯設備の保守及び管理に関する責任者を定め、定期的に点検整備を行うとともに、その記録を作成及び保管すること。
- ・ 展示に関する業務のマニュアルを作成し、担当者に周知徹底すること。 等

### (2) 運搬に当たっての基準

- ・ 搬出入等の作業の際、当該作業について知識及び経験を有する学芸員等を立ち合わせ、当該作業に従事する者を指揮監督させること。
- ・ 搬出入等の作業の際、美術品の点検及び修復について知識及び経験を有する学芸員等に対象美術品の状態を確認させるとともに、その記録を作成及び保管すること。
- ・ 対象美術品の評価額の合計額に応じて二回以上に分けて運搬すること。
- ・ 道路上の運搬に当たっては、美術品専用車両を使用すること。 等

## 8. 保険会社への業務の委託（第8条関係）

政令第4条第3号の規定に基づき、補償契約に基づく政府の業務のうち、損害保険会社等に委託できる業務の範囲として「補償金の支払の請求に係る書類の確認及び補正の指示」、「政府が支払うべき補償金の送金」等を定める。

## 9. 補償金の額の算定方法（第9条関係）

法第4条第3項の規定に基づき、補償対象損害が生じた対象美術品ごとの補償金の額は、通常損害が生じた対象美術品と特定損害が生じた対象美術品を区分けした上で、それぞれの損害総額に個々の対象美術品の損害額が占める割合に比例して按分することを定める。

## 10. 外国通貨による支払等（第10条関係）

対象美術品の約定評価額を外国通貨で定めた場合は、次によることを定める。

- ・ 補償金の支払は当該外国通貨で行うこと。
- ・ 法第4条（補償金の支払の限度）及び第5条（年間締結限度額）の適用に係る外国通貨と本邦通貨との間の換算は、補償契約締結時の外国通貨換算率を用いて行うこと。

## 11. 施行期日（附則関係）

本省令の施行日は、法の施行の日（現在検討中）とする。

※法の施行の日：公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日